

IV 労働動態調査票

労働動態調査票の記載について

《調査のお願い》

この調査票は鎌倉市内の事業所に勤務する勤労者の労働実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得ることを目的とするものです。統計目的以外に使用することはありませんので、ありのままをご記入ください。

《記入上のお願い》

- 1 この調査票は、平成 22 年 10 月 1 日現在で記入してください。
- 2 支店または営業所の場合は、支店または営業所単位で記入してください。
- 3 各調査項目の該当欄の番号や数字を右側の回答欄（問 2、3、4、5、6、
14、16 は項目欄）に記入してください。
- 4 この調査票は、お手数ですが 12 月 24 日（金） までに返信用封筒にてお送りください。（切手不要）
- 5 この調査票についての問い合わせは〔鎌倉市役所市民活動課勤労者福祉担当 TEL0467 - 47 - 1771〕
までお願いします。



労働動態調査票

問1 業種について伺います。

1. 建設業	2. 製造業	3. 卸・小売・飲食業	4. 金融・保険業
5. 不動産業	6. 運輸・通信業	7. サービス業	8. その他

回答欄

問2 従業員数について伺います。

正社員	パートタイマー・アルバイト	派遣社員	合計	その他
人	人	人	人	人

※正社員：雇用契約期間の定めのない従業員（出向社員を含む）

※パートタイマー・アルバイト：正社員より1日又は1週の労働時間短い者

※派遣社員：派遣法に基づき派遣されている者

問3 正社員の平均年齢・勤続年数・基本賃金について伺います。

区分	人数	平均年齢	平均勤続年数	月額平均基本賃金
男	人	歳	年	円
女	人	歳	年	円

※基本賃金には、役付給・職務給・特殊作業給は含まれますが、その他の諸手当は含まれません。

問4 平成22年度の初任給について伺います。

高校新卒円
短大・専門学校新卒円
大学新卒円

※当年度採用の有無にかかわらず事務所の規定等に従った（採用を想定した）初任給の記載をお願いします。

問5 週所定労働時間（※）について伺います。

※ 労働協約、就業規則等により定められた労働日において、始業時刻から終業時刻までの時間から所定休憩時間を差し引いた一週間の労働時間

週所定労働時間：時間.....分

変形労働時間制またはフレックスタイム制を導入していますか。

1. 導入している	2. 導入していない
-----------	------------

問6 平成22年10月の1人当月間平均実労働時間について伺います。

月間平均実労働時間：時間.....分

問7 週休2日制について伺います。

1. 実施している	2. 実施していない
-----------	------------

「実施している」場合、次のどの頻度で実施していますか。

1. 完全	2. 月3回	3. 隔週	4. 月2回	5. 月1回	6. その他
-------	--------	-------	--------	--------	--------

問8 従業員福利厚生制度について伺います。

経費節減を図るため事業所内の福利厚生を（社）鎌倉市勤労者福祉サービスセンター（鎌倉市小袋谷2-14-1
おひまわり TEL47-1294）などに委託している事業所もあります。そこで次の問いにお答えください。

事業所内に従業員福利厚生制度が・・・ 1. ある 2. ない

「ある」場合、導入している制度はどれですか。

1. 事業所独自 2. 鎌倉市勤労者福祉サービスセンターに加入 3. その他

「ない」場合、導入を検討している内容はどれですか。

1. 独自制度導入検討中 2. 委託を検討中 3. 導入予定なし

※（社）鎌倉市勤労者福祉サービスセンターの資料をご希望の場合は、下欄あてにご請求ください。

（社）鎌倉市勤労者福祉サービスセンター（愛称：ゆうゆう鎌倉）

〒247-0055 鎌倉市小袋谷2-14-14 電話 0467-47-1294 FAX 0467-43-5170

**問9 景気は「緩やかに回復しつつある」といわれていますが、貴社の経営・業績は一年前と比較して
どうですか。**

1. 上向き 2. やや上向き 3. 変わらない 4. やや下向き 5. 下向き

問10 雇用されている人員について伺います。

1. 過剰 2. 適正 3. 不足

問11 新規採用予定について伺います。

1. 今年は採用したが来年は採用しない 2. 今年より減らす予定
3. 今年と同規模を採用予定 4. 今年より増やす予定
5. 今年は採用しなかったが来年は採用する予定
6. 今年も来年も採用しない 7. 通年で募集 8. 未定

問12 雇用調整について伺います。

1. 実施している 2. 実施していない

「実施している」場合、その内容は次のどれですか。「複数回答可（4つまで）」

1. 定期昇給の停止、賞与抑制などの賃金抑制 2. 残業の抑制
3. 休日・休暇の増加、一時休業（一時帰休）など
4. パートの再契約停止、解雇など 5. 新規・中途採用者の削減、停止
6. 希望退職者の募集 7. 出向 8. 解雇 9. その他

雇用に関する支援施策を利用しましたか。

1. 利用していない 2. 雇用調整助成金（中小企業雇用安定助成金）を利用
3. 残業削減雇用維持奨励金を利用 4. その他（ ）

問 1 3 定年について伺います。

1. 60～61歳 2. 62歳 3. 63歳 4. 64歳
5. 65歳以上 6. 定年の定めなし

問 1 4 パートタイマー等について伺います。(雇用する事業所のみ)

	区分	人数	平均年齢	平均勤続年数	週の平均 労働時間	時間当たり 平均賃金
パートタイマー・ アルバイト	男	人	歳	年	時間	円
	女	人	歳	年	時間	円
派遣社員	男	人	歳	年	時間	
	女	人	歳	年	時間	
その他 (業務請負等)	男	人	歳	年	時間	円
	女	人	歳	年	時間	円

「雇用する事業所」の場合、正社員に雇用する制度がありますか。

1. ある 2. ない

問 1 5 高齢者（60歳以上）の雇用（パート・アルバイトを含む）状況について伺います。

1. 雇用している 2. 雇用していない

問 1 6 障害者の雇用（パート・アルバイトを含む）状況について伺います。

1. 雇用している 2. 雇用していない

「雇用している」場合、人数と雇用条件を記入してください。

週所定労働時間 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上
人	人	人

「雇用していない」場合、その理由は次のどれですか。

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律により、常用労働者数 56 人以上を雇用する事業主についての障害者雇用率は 1.8% 以上と定められています。

1. 雇用したいが応募がない 2. 応募はあるが雇用にいたらない
3. 業務上、障害者の雇用は難しい
4. 障害の有無にかかわらず募集していない
5. 鎌倉以外の事業所では雇用しているが鎌倉の事業所には配属がない

問17 母子家庭の母の雇用（パート・アルバイトを含む）状況について伺います。

1. 雇用している 2. 雇用していない 3. 母子世帯かどうか把握していない

問18 事業所内の男女雇用格差について伺います。

※ 男女雇用機会均等法は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図ることを目的のひとつとしています。

事業所内に男女格差が生じている分野はありますか。

1. ある 2. ない

「ある」場合、その分野は次のどれですか。「複数回答可（4つまで）」

1. 採用 2. 配置 3. 昇進昇格 4. 賃金
5. 福利厚生 6. 定年・退職 7. その他()

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

管理職・役職等に占める女性の割合はどれですか。

1. 20%以上 2. 10%以上 3. 10%未満 4. 0%

男女の固定的役割分担意識解消のための取り組みを行っていますか。

1. 取り組み中である 2. 必要であるが取り組んでいない
3. 必要でないので取り組んでいない

問19 メンタルヘルスカウンセリング等の実施について伺います。

1. 実施している 2. 実施していない

うつ病等による休・退職の増加などに対する対策の必要を感じますか。

1. 必要 2. 不必要

※ 鎌倉市では職場や日常生活のストレスで悩んでいる鎌倉市内在住・在勤の方・その同僚や家族の方を対象に毎月1回「メンタルヘルスカウンセリング」を実施しています。

お申し込み方法 予約制です。お電話にてお申し込みください。

☎ 0467-47-1771 社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンター

問20 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況について伺います。

1. 策定済みである 2. 策定中である 3. 策定する予定はない

※ 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する「一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・従業員への周知」について、現在、従業員301人以上の企業は義務、300人以下の企業は努力義務となっていますが、平成23年4月1日以降、従業員101人以上の企業は義務、従業員100人以下の企業は努力義務となります。

ご協力ありがとうございました